

コミュニティ復活交付金

（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））

事業概要・目的

- 長期避難者の生活環境を改善し、将来的な帰還を円滑に進めるためには、コミュニティを維持しつつ、長期にわたる避難生活を安定して過ごせるよう、町村外における生活拠点を早期に形成することが重要。
- そのため、災害公営住宅の整備を中心に、避難者を受入れている自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施することにより、長期避難者のための生活拠点の形成を促進する。

資金の流れ



期待される効果

- 災害公営住宅を中心とした生活拠点を形成することにより、長期にわたる避難期間中のコミュニティ維持等避難者支援を行いつつ、将来的な帰還の円滑化、さらには地域の復興につながることが期待される。

事業イメージ・具体例

- (1) 対象地域
長期避難者を受け入れている市町村のうち、原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして、長期避難者生活拠点形成事業計画を作成した受入市町村
- (2) 対象団体
福島県、受入市町村、避難元市町村 等
- (3) 対象事業
【基幹事業】
災害公営住宅整備等の「生活拠点事業」を必須とし、災害公営住宅の整備等に伴って必要となるインフラ整備を「関連基盤整備事業」として選択的に実施。
「生活拠点事業」
・災害公営住宅整備 等
「関連基盤整備事業」
・道路改良、学校施設、公園、市民農園 等
【避難者支援事業】
「基幹事業」と一体となって効果を増大させるソフト施策等を基幹事業の事業費の35%を上限に実施。
・地域住民と避難者の交流事業
・スクールバスの運行 等
- (4) 補助率
災害公営住宅は7/8など復興交付金と同等

事業のスキーム

- ◆ 福島県及び受入市町村が共同して、受入市町村ごとに生活拠点形成事業計画を作成。
- ◆ 避難元市町村等が事業を実施する場合は、当該地方公共団体も作成主体として参画。
- ◆ 生活拠点形成事業計画に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付。

生活拠点形成事業計画の内容

- ① 生活拠点の形成に関する目標
- ② 公営住宅の整備又は管理に関する事業概要
- ③ ②以外の事業の事業概要及び居住制限者の避難の状況との関係
- ④ 事業に要する費用
- ⑤ 事業の実施主体
- ⑥ その他

生活拠点形成事業計画の計画期間

平成25年度から平成32年度までのうち、避難指示解除見込み時期等を勘案し設定

地方負担の軽減

本来の補助

※下線は基本国費率
(本来の補助率)

(例)

災害公営住宅整備事業等 (3/4)

道路事業 (5.5/10～7/10)

公立学校施設整備費国庫負担事業
(1/2)

子育て支援のための拠点施設整備事業
(1/2)

① 追加的な国庫補助

基幹事業の地方負担分の1/2を補助

避難者支援事業等に対し補助

追加的な国庫補助
(1/8) ※

追加的な国庫補助
(1.5/10～2.25/10)

追加的な国庫補助
(1/4)

追加的な国庫補助
(1/4)

避難者支援事業等
(80%)

② 地方交付税の加算 : なお生じる地方負担は震災復興特別交付税で措置

※公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り又は改善に係る事業に係るものを除く

交付対象事業

○ 基幹事業

生活拠点事業(必須事業)

災害公営住宅整備事業等

- ・災害公営住宅の整備
- ・災害公営住宅に係る用地取得造成等

災害公営住宅家賃低廉化事業

東日本大震災特別家賃低減事業

公営住宅等ストック総合改善事業

関連基盤整備等事業(選択事業)

- ・避難者の増加等に対応して、受入市町村の生活基盤等を整備するために必要な事業

インフラ	道路事業	交通安全施設等整備事業
	下水道事業	水道施設整備事業
	都市公園事業	埋蔵文化財発掘調査事業
	廃棄物処理施設改良・改修事業	
教育・子育て 施設関係	公立学校施設整備費国庫負担事業	保育所緊急整備事業
	学校施設環境改善事業	放課後児童クラブ整備事業
	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	児童福祉施設等整備事業
	認定こども園整備事業	子育て支援のための拠点施設整備事業
	保育所等の複合化・多機能化推進事業	
社会福祉施 設関係	介護基盤復興まちづくり整備事業	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業
	介護基盤の緊急整備等特別対策事業	地域介護・福祉空間整備推進事業
	施設開設準備経費助成特別対策事業	社会福祉施設等施設整備事業
	定期借地権利用による整備促進特別事業	

- ・避難者の一定のニーズに対応して生活支援を行うために必要な事業

被災者生活支援事業(高齢者等に対する相談・生活支援等) 「農」のある暮らしづくり事業(市民農園等)

○ 避難者支援事業等

避難者の生活環境改善やコミュニティ維持のためのソフト事業など、基幹事業と一体となつて効果を増大させる事業等を基幹事業の35%を上限に実施。

- ・地域住民と避難者の交流事業
- ・スクールバスの運行
- 等